

事 務 連 絡
令 和 8 年 3 月 9 日

各 位

埼玉労働局労働基準部健康安全課長

「治療と就業の両立支援指針」の周知について(依頼)

平素から安全衛生行政へのご理解、ご協力いただき、また労働災害防止にご尽力いただきありがとうございます。

労働施策の総合的な推進並びに労働者に雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律等の一部を改正する法律が令和7年6月 11 日に公布され、治療と就業の両立支援の推進のため必要な措置を講じることが事業主の努力義務となり、事業主による治療を受ける労働者の治療と就業の両立を支援するための措置に必要な事項を定めるものとして令和8年2月 10 日に「治療と就業の両立支援指針」が告示されました。

それらを踏まえ、厚生労働省担当部署より件名について関係団体本部の長あて送付されているものと思われませんが、埼玉労働局関係団体各位におかれましても、別添、令和8年2月24日付け基発0224第14号等を送付させていただきますので、よろしくお願いたします。